

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国の高齢化率は増加の一途をたどっており、介護保険制度が施行された平成12年の国勢調査による高齢者数は2,200万人（高齢化率17.3%）であったのに対し、平成22年では2,924万人（高齢化率23.0%）と年々増加しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に発表した「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計結果）」によると、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には高齢者数3,395万人（高齢化率26.8%）、平成37年には高齢者数3,657万人（高齢化率30.3%）に達すると見込まれています。

高齢社会の進行は本市も同様に進んでおり、平成26年9月末現在（住民基本台帳）の高齢化率は21.5%で、全国に比べて高齢化率は低いものの、年々増加している状況です。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、要支援・要介護認定者数においても増加している状況にあるため、これまで以上に高齢者を地域で支える仕組みづくりが必要となっています。

このように高齢社会が進む中、国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要であるとしています。

また、平成26年6月25日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布・施行されました。この法律では、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実をはじめ、予防給付の地域支援事業への移行・多様化、特別養護老人ホームの重点化、低所得者の保険料軽減の拡充などが示されています。

本市では、平成24年3月に「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」（以下、「第5期計画」という）を策定し、「地域で取り組む“共に生き 共にすごせるまち・和泉”」をめざすべき都市の将来像として、「活動的な75歳」「元気な85歳」「地域で安心して支え合える社会」をめざし、高齢者の健康づくり活動や介護予防の推進、医療と介護の連携、介護保険サービスの確保など、様々な施策・事業に取り組んできました。

この第5期計画は、平成27年3月を持って計画期間が終了します。そのため、これまでの取り組みについて評価を行うとともに、国や大阪府の動向・指針等を踏まえた、新たな第6期計画である「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画策定の視点

(1) 2025年をめざした高齢者の暮らしを支えるまちづくり

2025年（平成37年）は団塊の世代が後期高齢期を迎える節目の年となります。

高齢化が進むにつれて、介護を要する高齢者や認知症を有する高齢者、医療を必要とする高齢者など、支援を必要とする高齢者がますます増えていくことが予測されます。

今回策定する第6期介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、国が示す地域包括ケアシステムの構築に向けた最初の計画となります。

そのため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される体制の構築をめざし、これまでのような3年計画でなく、10年という中長期の視点を持った計画づくりに取り組みます。

(2) 健康と生きがいづくりによるまちづくり

高齢者一人ひとりがいつまでも健康で、生きがいを持って暮らせる地域は誰もが暮らしやすいまちであり、高齢者一人ひとりのQOL（生活の質）の向上にもつながります。

高齢者一人ひとりの健康づくりに対する関心や生きがいづくりに寄与し、地域全体が明るく、活気のあるまちとなる計画づくりに取り組みます。

(3) 地域全体で高齢者を支えるまちづくり

介護を要する高齢者をはじめ、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、また生活様式の多様化を背景に地域住民のつながりや助け合いの希薄化が問題視されています。このようなことを背景とした高齢者の孤立死や虐待などが社会問題となっています。

日常生活における支援・支え合いは、行政のみならず、地域住民・各種団体・医療機関・サービス提供事業者などとの連携・協力体制の構築が必要不可欠です。

そのためにも、様々な立場にある高齢者の生活実態やニーズを的確に把握しながら、各々の実施主体が独自に力を発揮することができ、地域住民・各種団体・医療機関・サービス提供事業者などの連携・協力体制の推進をめざした計画づくりに取り組みます。

(4) すべての高齢者の人権が尊重されるまちづくり

要支援・要介護状態、認知症の有無にかかわらず、すべての高齢者の尊厳が保たれ、地域の中で安心して暮らせるまちをめざした計画づくりに取り組みます。

3 計画の位置づけ

(1) 2025年をめざした地域包括ケア計画と位置づけ

今回策定する市町村介護保険事業計画は、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となる2025年度（平成37年度）までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することが目標とされています。

そのため、第6期以降の介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年度（平成37年度）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、第6期介護保険事業計画の位置づけ及び第6期介護保険事業計画期間内にめざすべき姿を具体的に明らかにしながら、目標を設定し、取り組みを進めます。

(2) 法的根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画です。

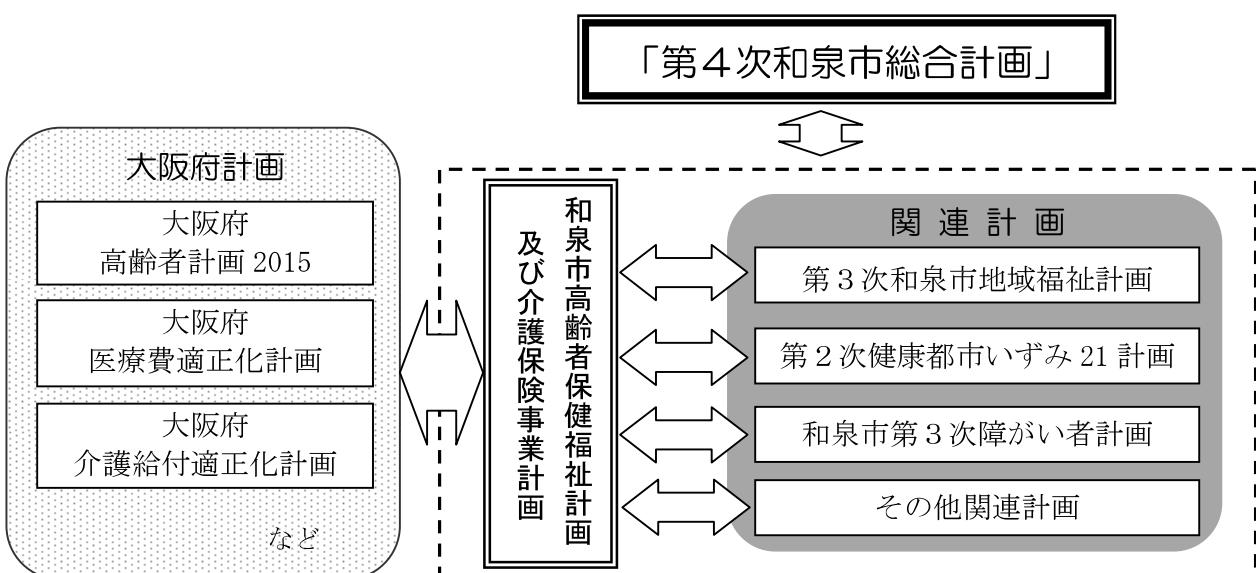
また、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに則して策定しました。

(3) 他計画との関係

本計画は、「第4次和泉市総合計画（平成27年までの計画）」の部門別計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に策定するとともに、「第3次和泉市地域福祉計画」、「第2次健康都市いづみ21計画」等、関連計画との整合性を図ります。

また、大阪府の「大阪府高齢者計画2015」や「大阪府医療費適正化計画」、「大阪府介護給付適正化計画」等、大阪府計画との整合性を図ります。

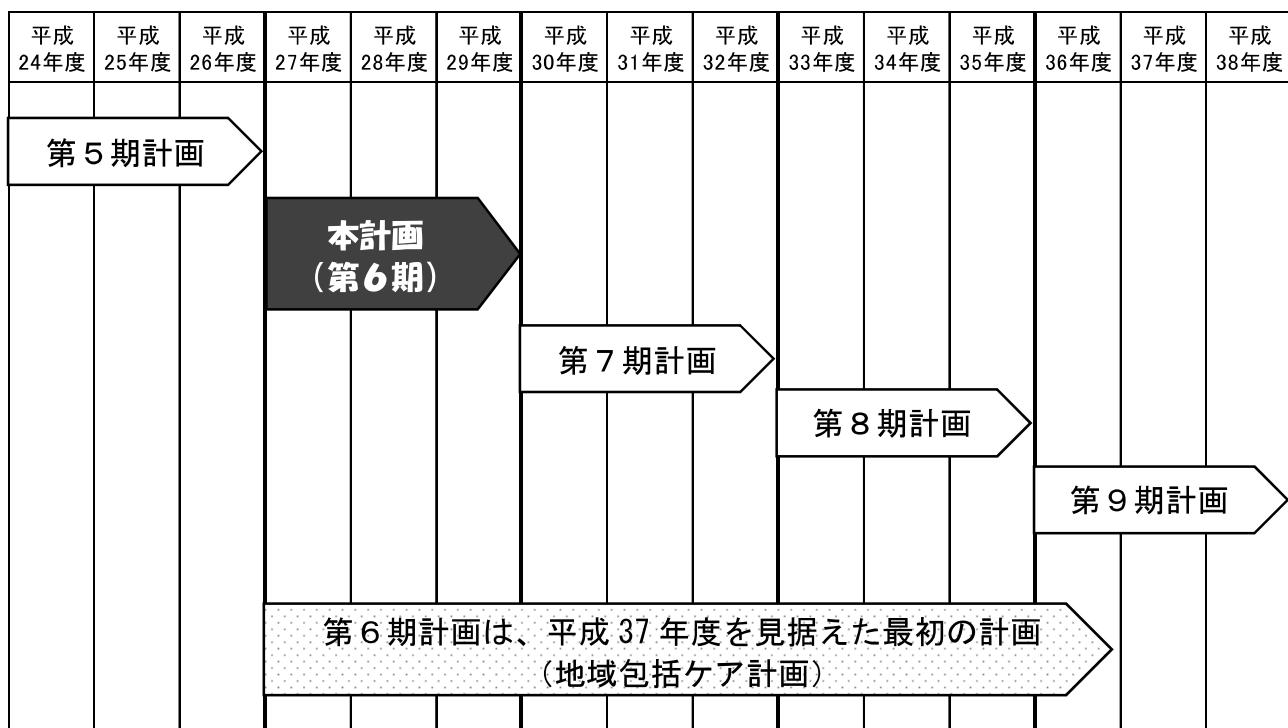


4

計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までとし、地域包括ケア計画の目標年次である平成 37 年度を視野に入れた計画とします。

本計画は、平成 29 年度中に見直しを行い、平成 30 年度を初年度とする次期計画を策定することとなります。



5 計画の策定体制

計画策定にあたっては、次に挙げる方法等により、学識経験者、医療・保健関係者、各種団体、福祉関係者、被保険者代表者等の参画のもとに、可能な限り幅広い意見の聴取と、施策に対する広報・啓発に努めました。

①計画の検討を行う介護保険運営協議会の開催

介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとすることが求められています。

このため本計画を策定するにあたり、引き続き「和泉市介護保険運営協議会」において、学識経験者、医療・保健関係者、各種団体、福祉関係者、被保険者代表者等の参画を得て幅広い意見の反映に努めました。

②アンケート調査等による市民意識の聴取

本計画の見直しのための基礎調査として、65歳以上の高齢者や要支援・要介護認定者を対象に、日常生活の状況や、健康・介護予防、介護保険サービス等の利用状況・利用意向、介護保険制度に関する考え方などを把握することを目的に実施しました。

③市民の意見公募

計画策定の過程をお知らせするとともに、市ホームページ等によりパブリックコメントの募集を行い、意見の聴取を行いました。

6 計画の進行管理

本計画の円滑で確実な実施を図るため、「和泉市介護保険運営協議会」において、本計画の進捗状況の検証など進行管理を行います。

本協議会の資料及び会議録を市政情報コーナー及び市ホームページで公表します。

また、地域密着型サービスに関する整備及び運営状況等については、「和泉市地域密着型サービス運営委員会」で審議を行います。

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・都市計画など、各関係部局とも連携を図りながら進めています。